

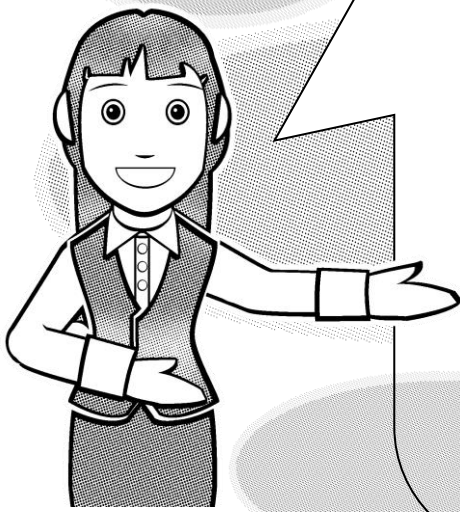
— 調停制度施行100周年 —

無料調停手続相談会

のお知らせ

裁判所の調停で

悩み事を
解決しませんか？



次のようなことでお困りではありませんか？調停委員が調停手続に関する相談に応じます。

【夫婦、家族、親族とのトラブル】

- ・離婚したい
- ・養育費を払ってくれない
- ・離婚するので夫婦の財産を分けたい
- ・夫が生活費をくれない
- ・離れている子どもに会いたい
- ・遺産を分ける協議が整わない
- ・遺産をもらえない、公平に分けてくれない など

【家族以外の他人とのトラブル】

- ・借金を払えない
- ・過払い金の返還を求めたい
- ・敷金が返ってこない、退去時に高額な修理費を請求された
- ・急に家主から立ち退きを受け困っている
- ・賃金を払ってくれない、残業代をくれない
- ・交通事故の損害賠償で相手ともめている
- ・隣家と境界でもめている など

と き： 令和4年10月2日（日） 午前10：00～午後4：00

と ころ： 大分市金池南1丁目5-1（大分駅上野の森口→徒歩2分）
J:COM ホルトホール大分 4階403会議室で受付

相談員： 調停委員

※予約は承っておりません。現在調停中のご相談はお受けできません。

主催/大分調停協会

大分市荷揚町7番15号

TEL097-532-7161（内線302）

後援/最高裁判所 大分地方裁判所 大分家庭裁判所